

第101回

定時株主総会 招集ご通知

2023年4月1日～2024年3月31日

日時

2024年6月21日(金曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所

名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所 3階 第5会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役賞与の支給の件

株主の皆様へ



代表取締役社長 社長執行役員 國島 賢治

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。第101回定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、当期の業績をご報告いたします。まず、売上面では国内市場を中心に需要が堅調に推移したことから増収となりましたが、利益面につきましては、原材料や部品調達価格の上昇等により減益となりました。

当社は、はかる技術とつなぐ技術でサステナブルな社会づくりに貢献するというビジョンを実行するため、新エネルギーなどの新しい市場にも取り組みながら、はかる技術、IoT技術を融合させ、社会をより良い方向へ変えていくことに貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

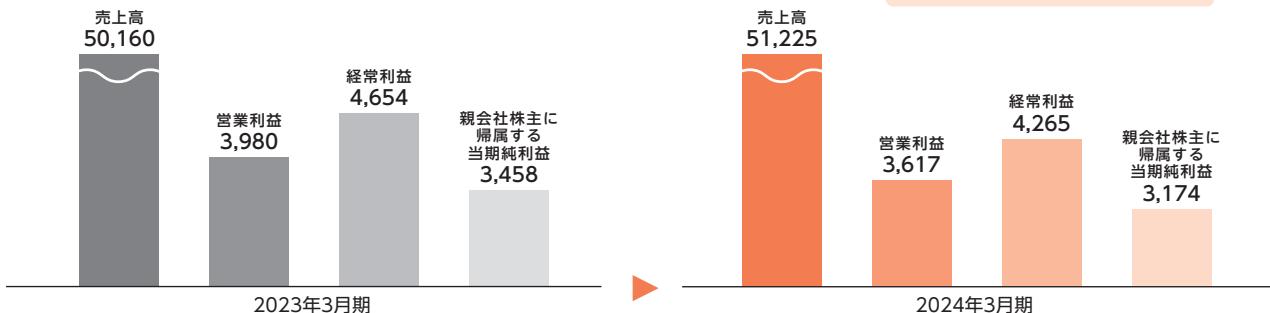
2024年6月

財務ハイライト

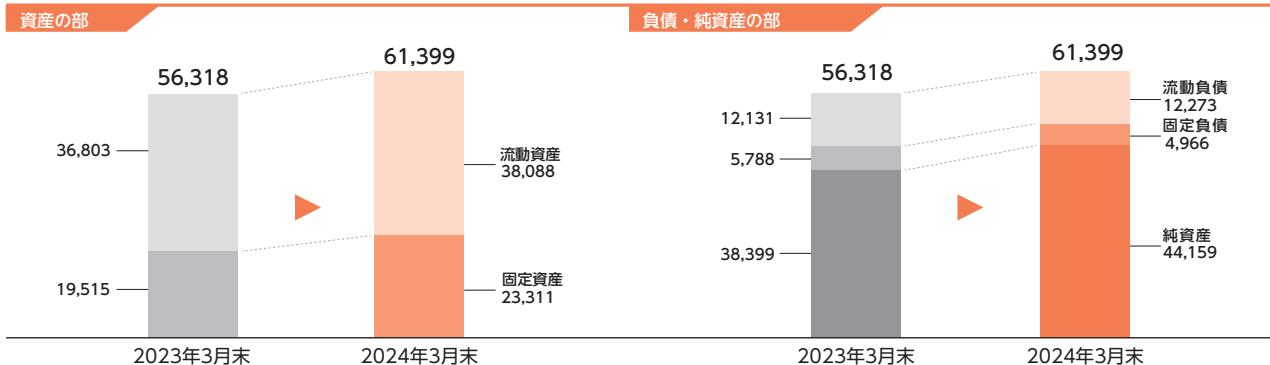
連結損益計算書 (単位: 百万円)

売上高 51,225 百万円 前期比 2.1%増

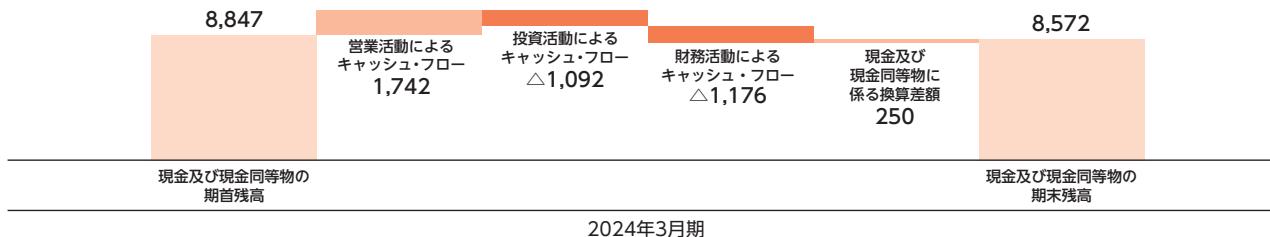
経常利益 4,265 百万円 前期比 8.4%減



連結貸借対照表 (単位: 百万円)



連結キャッシュ・フロー計算書 (単位: 百万円)



証券コード 7723

2024年6月5日

(電子提供措置の開始日 2024年5月30日)

株 主 各 位

名古屋市熱田区千年一丁目2番70号

愛知時計電機株式会社

代表取締役社長

國 島 賢 治

社長執行役員

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第101回定時株主総会招集ご通知」及び「第101回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.aichitokei.co.jp/ir/library/soukai/>



電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、こちらからご確認される場合は、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）に「愛知時計電機」又は「コード」に証券コード「7723」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R 情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席いただくほか、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月20日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 2024年6月21日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所（3階第5会議室） |

3. 目的事項

報告事項

1. 第101期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第101期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役賞与の支給の件 |

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面に修正が生じた場合は、前記各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 株主総会参考書類については、書面交付請求をされているか否かを問わず、株主様にご送付しております。
 - ◎ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。
 - ① 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
 - ② 事業報告の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」
 - ③ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ④ 事業報告の「会社の支配に関する基本的な考え方」
 - ⑤ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
 - ⑥ 連結計算書類の「連結注記表」
 - ⑦ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
 - ⑧ 計算書類の「個別注記表」したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

議決権行使 についてのご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合



株主総会開催日時
2024年6月21日 (金曜日)
午前10時



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。

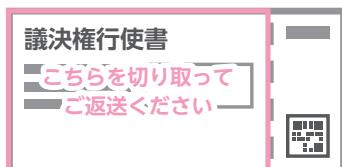
当日ご出席いただけない場合



書面による
議決権行使

行使期限
2024年6月20日 (木曜日)
午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



「スマート行使」に
よるご行使

行使期限
2024年6月20日 (木曜日)
午後5時15分行使分まで

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



詳細につきましては次頁をご覧ください。



インターネットに
よるご行使

行使期限
2024年6月20日 (木曜日)
午後5時15分行使分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

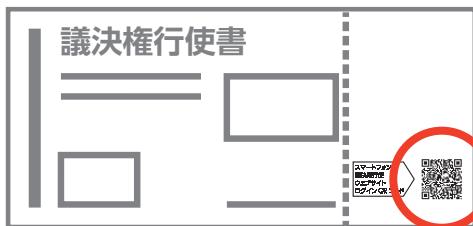
議決権行使サイト
<https://www.web54.net>

詳細につきましては7頁をご覧ください。



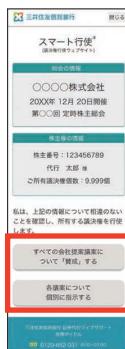
「スマート行使」によるご行使

1. スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス

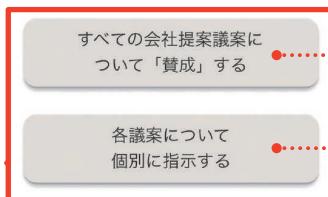


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

2. 議決権行使方法を選ぶ



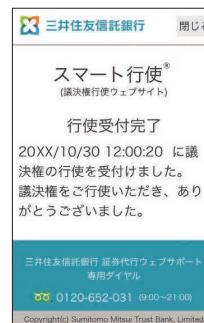
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



3. 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



4. 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



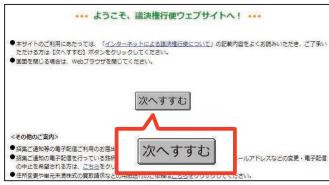
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



インターネットによるご行使

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット等（「スマート行使」を含む。）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

2. ログインする



「議決権行使コード」*を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードを入力



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

登録をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご送信ください。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関するパソコン等の操作方法について

☎0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会

☎0120-782-031 (平日9:00~17:00)

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内経済は、社会経済活動の正常化が一段と進展したことから、持ち直しの動きが見られました。しかしながら、地政学リスクの高まりに加え、金融引き締め継続による海外経済の鈍化、中国経済の先行き懸念、円安の進行に伴う物価上昇などにより、景気の先行きは依然として不透明な状況となっております。

当社グループを取り巻く環境は、新設住宅着工戸数は一進一退が続いているものの、公共投資及び民間設備投資は底堅く推移しており、前期に続いて改善の傾向が見られました。

このような状況のもと、当社グループは、2021年度から2023年度までの3カ年を対象期間とした「中期経営計画2023」の基本戦略「市場の拡大、事業領域拡大へのチャレンジ」、「基盤事業の競争力と収益力向上」並びに「経営力の強化」に基づき、各重点施策を推進してまいりました。

こうした背景の中で、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は、国内市場を中心に需要が堅調に推移したことから、前期比2.1%増収の512億2千5百万円となりました。利益面につきましては、原材料や部品調達価格の上昇、一部製品の不具合対策に係る費用計上などにより利益率が低下し、営業利益は前期比9.1%減益の36億1千7百万円、経常利益は為替差益など営業外収益が加わり前期比8.4%減益の42億6千5百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比8.2%減益の31億7千4百万円となりました。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

■計測器関連事業

売上高は、前期比2.2%増の511億7千7百万円となりました。各分野別の状況は次のとおりであります。

ガス関連機器

LPガス関連は家庭用プロパンガスメーターの需要減をIoT関連製品がカバーし増加、都市ガス関連も大都市圏を中心にスマートメーターへの切り替えが増加しました。その結果、ガス関連機器の売上高は前期比2.6%増の243億9千7百万円となりました。

水道関連機器

官需市場において入札価格の一部に改善の兆しが見られたほか、民間市場においても電子部品不足の影響が徐々に緩和されたこともあり、国内を中心に増加となりました。その結果、水道関連機器の売上高は前期比3.6%増の177億6百万円となりました。

民需センサー・システム

当社のコア技術を活かした電磁流量計や超音波流量計を中心とした液体・気体の各種センサーとシステムを、工場における省エネ・省資源管理や環境対策に向けて拡販を進めました。電子部品不足の影響が徐々に緩和されたこともあり、民需センサー・システムの売上高は前期比15.7%増の30億7千2百万円となりました。

計 装

大口物件の確保により受注拡大を図るべく、営業体制の充実や提案力・施工能力の強化などを従前から推し進めてまいりました。当分野の市場環境に大きな変化はありませんが、前期増加の反動減に加え、今期の受注減により、計装の売上高は前期比8.7%減の60億1百万円にとどまりました。

■特機関連事業

特 機

売上高は、前期比2千万円減の4千7百万円となりました。

事業部門別売上高

(単位：百万円)

		第100期 (2023年3月期)	第101期 (当連結会計年度)	前 期 比	
				増減額	増減率(%)
計測器 関連事業	ガ ス 関 連 機 器	23,780	24,397	617	2.6
	水 道 関 連 機 器	17,084	17,706	621	3.6
	民需センサー・システム	2,654	3,072	417	15.7
	計 装	6,573	6,001	△571	△8.7
	計	50,092	51,177	1,085	2.2
特機 関連事業	特 機	67	47	△20	△29.8
合 計		50,160	51,225	1,064	2.1

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資総額は15億4千万円であり、このうち主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

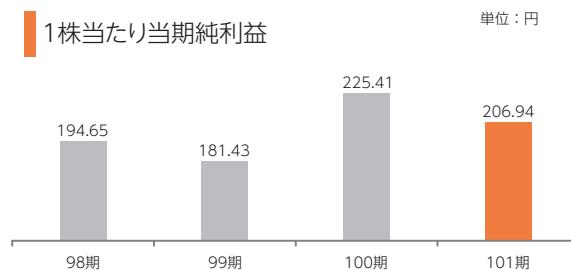
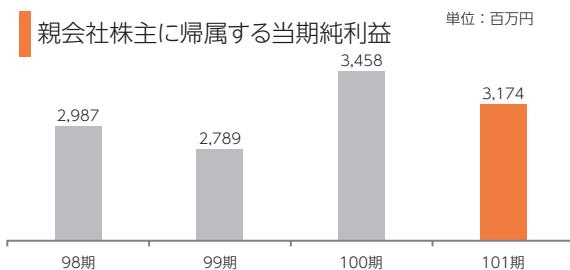
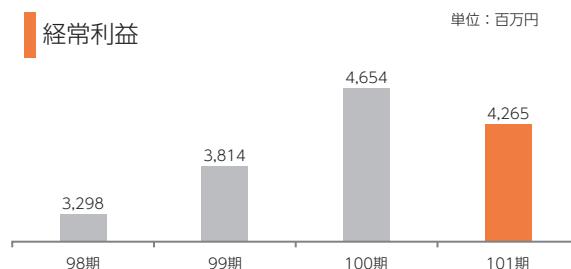
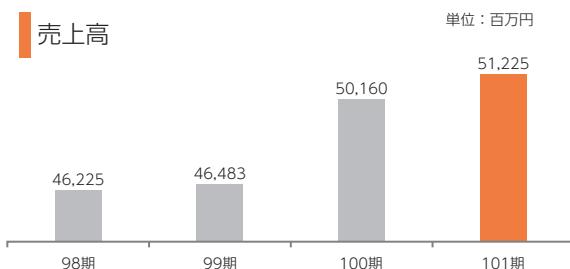
本社工場	水道メーター生産設備
岡崎工場	ガスメーター生産設備

(3) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

	第98期 (2021年3月期)	第99期 (2022年3月期)	第100期 (2023年3月期)	第101期 (当連結会計年度)
売上高	46,225	46,483	50,160	51,225
経常利益	3,298	3,814	4,654	4,265
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,987	2,789	3,458	3,174
1株当たり当期純利益	194円65銭	181円43銭	225円41銭	206円94銭
総資産	57,167	52,227	56,318	61,399
純資産	34,357	35,228	38,399	44,159

(注) 当社は2022年2月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。各期を比較するため、第98期(2021年3月期)の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。



(4) 対処すべき課題

原材料やエネルギーコストの上昇が見込まれていることから、自動化や省人化をさらに進め、お客様にご満足いただける品質、コストを目指します。

また、LPWA通信技術(※)をはじめとしたIoT技術を活用することで、ガス・水道メーターなど計測器のスマート化を促進し、データ配信サービス「アイチクラウド」の拡大を目指します。

環境面においては、2022年5月に「カーボンニュートラルチャレンジ2050」を策定し、事業及び製品・サービスが社会に及ぼす影響を分析し、「温室効果ガス排出の抑制」「製品のライフサイクルにおける環境負荷の低減」「サプライチェーン全体の連携」を推進しております。今後も、製品の開発・製造における環境への負荷低減を目指し、都市ガスメーターのリユースや水道メーターの小型軽量化などの取り組みを推進いたします。

海外では、パートナーとの協力関係をさらに深めることで販路を広げ、お客様のニーズに合致した製品の開発や生産体制の構築を進めてまいります。

積極的な海外展開やスマート化への取り組み、DXやカーボンニュートラルといった課題を解決するためには、主導的な役割を果たせる人材の育成が重要になります。そこで、社内外の教育を通じて人材を育成すると同時に、キャリア人材の採用も実施いたします。

環境や社会情勢が急激に変化する中で、私たちは、はかる技術、IoT技術を融合させ、社会をより良い方向へ変えていくことに貢献し、ステークホルダーの皆様との価値共有を図ってまいります。

今後も、より一層のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(※) LPWA通信技術：Low Power Wide Areaの略語であり、低消費電力で広域な無線通信を可能とする技術の総称。

(5) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
(株) アイセイトック	460 <small>百万円</small>	100.0 %	ガス関連機器及び水道関連機器の製造
アイチ梱包運輸(株)	20	100.0	物品の荷造梱包及び運送業務
大連愛知時計科技有 限 公 司	301	100.0	水道関連機器の製造・販売
アイチ木曾岬精工(株)	90	100.0	水道関連機器部品の製造
愛知時計電機ベトナム有限会社	1,194	100.0	ガス関連機器及び水道関連機器部品の製造

② 企業結合の成果

上記の5社を含めた当連結会計年度の連結売上高は512億2千5百万円、また、親会社株主に帰属する当期純利益は31億7千4百万円であります。

(6) 主要な事業内容

ガス関連機器、水道関連機器、民需センサー・システム、計装、特機の製造・販売

(7) 主要な営業所、事業所及び工場

① 当社

支 店	営 業 所	生産拠点等
東 京 支 店	高 松 営 業 所	本 社 工 場 (名 古 屋 市)
大 阪 支 店	金 沢 営 業 所	岡 崎 工 場
名 古 屋 支 店	広 島 営 業 所	北 海 道 工 場 (札 幌 市)
福 岡 支 店	釧 路 営 業 所	仙 台 工 場
札 幌 支 店	青 森 営 業 所	九 州 工 場 (福 岡 市)
仙 台 支 店	静 岡 営 業 所	
	千 葉 営 業 所	
	盛 岡 営 業 所	
	鹿 児 島 営 業 所	
	大 宮 営 業 所	
	岡 山 営 業 所	

② 主要な子会社

会社名	本社所在地	事業所
(株) アイセイトック	愛媛県今治市	本社、工場
アイチ梱包運輸(株)	名古屋市熱田区	本社
大連愛知時計科技 有限公司	中国・大連市	本社、工場
アイチ木曾岬精工(株)	三重県木曾岬町	本社、工場
愛知時計電機 ベトナム有限会社	ベトナム・ハイフォン市	本社、工場

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,739 名	△ 44 名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,212 名	△ 1 名	44.9 歳	17.0 年

(9) 主要な借入先及び借入額

借入額に重要性がありませんので、記載を省略しております。

なお、取引金融機関と融資限度額を決めたコミットメントライン契約（融資限度額40億円）を締結しております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 43,200,000株
- ② 発行済株式の総数 15,420,000株（うち自己株式63,116株）
- ③ 株主数 4,271名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数(株)	持株比率(%)
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD-SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENTS A/C 8221-623793	1,213,100	7.9
日 本 生 命 保 険 (相)	1,157,424	7.5
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	911,900	5.9
東 邦 瓦 斯 (株)	691,872	4.5
明 治 安 田 生 命 保 険 (相)	603,600	3.9
愛 知 時 計 電 機 共 栄 会	597,100	3.9
み ず ほ リ ー ス (株)	492,600	3.2
日 本 車 輻 製 造 (株)	480,000	3.1
(株) 三 菱 U F J 銀 行	462,600	3.0
愛 知 時 計 電 機 社 員 持 株 会	457,676	3.0

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（63,116株）を控除して算出しております。
2. 当社は、株式会社三菱UFJ銀行の完全親会社である、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式216,780株（出資比率0.00%）を所有しております。また、同社の普通株式1,056,360株（出資比率0.01%）を、退職給付信託としてみずほ信託銀行株式会社に信託しており、当該株式については、当社が議決権の指図権を留保しております。
3. 2023年10月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、重田光時氏及びその共同保有者であるGLOBAL MANAGEMENT PARTNERS LIMITEDが2023年9月27日現在で1,213,100株を保有されている旨が記載されておりますが、当社として2024年3月31日時点における実質所有者数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当該大量保有報告書の内容は以下のとおりです。
- 大量保有者 重田光時氏及びGLOBAL MANAGEMENT PARTNERS LIMITED
 保有株式等の数 1,213,100株
 株券等保有割合 7.87%

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。
 ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く。）	当社普通株式20,300株	5名
当社専任執行役員	当社普通株式7,400株	9名

- ⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年3月29日開催の取締役会において、当社従業員の財産形成の一助とすることに加えて、経営参画意識を高めるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とした社員持株会向けインセンティブ制度（特別奨励金スキーム）の具体的な内容を決議し、これに基づき自己株式の処分を行いました。処分の内容は次のとおりです。

処分期日	2023年7月3日
処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 31,500株
処分価額	1株につき 1,497円
処分総額	47,155,500円
処分方法	第三者割当の方法による
処分先	愛知時計電機社員持株会

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
星 加 俊 之	代表取締役会長	
國 島 賢 治	代表取締役社長 社長執行役員	
吉 田 豊	取締役 常務執行役員 技術担当	
安 井 博 司	取締役 常務執行役員 営業本部長	
森 和 久	取締役 上席執行役員 R & D本部長	
松 井 信 行	社外 独立役員 取締役	リンナイ(株)社外取締役 名古屋国際工科専門職大学学長
岡 田 千 絵	社外 独立役員 取締役	鹿倉法律事務所パートナー AMGホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員） 国立大学法人愛知教育大学監事
笠 野 雅 嗣	社外 独立役員 取締役	岡谷鋼機株式会社取締役新技術 推進担当、情報・電機事業担当 補佐
依 田 耕 治	社外 独立役員 常勤監査役	
辻 憲 史	常勤監査役	
中 村 修	社外 独立役員 監査役	

- (注) 1. 2023年6月23日開催の第100回定時株主総会において、森和久及び笠野雅嗣の両氏は、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 高須宏之、杉野和記及び服部誠一の各氏は、2023年6月23日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
3. 取締役 松井信行、岡田千絵及び笠野雅嗣の各氏は、社外取締役であります。
4. 監査役 依田耕治及び中村修の両氏は、社外監査役であります。
5. 松井信行、岡田千絵、笠野雅嗣、依田耕治及び中村修の各氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、両取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

6. 監査役 依田耕治氏は、金融機関での長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
7. 監査役 中村修氏は、他社において常勤監査役を務めた経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
8. 当社は、取締役、監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。なお、保険料は全額会社が負担しております。被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。
9. 当社は、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりです。（2024年3月31日現在）
上席執行役員 原田高行、丸山覚
執行役員 川田直史、橋本治、渡邊昌徳、河上智洋、加島弘敏、戸田晋司、長峯潤、犬塚勝也

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は役員報酬規程に基づき基本報酬、役員賞与及び譲渡制限付株式報酬により構成されております。

なお、報酬等の種類ごとの割合は、基本報酬：役員賞与：譲渡制限付株式報酬＝70：20：10を目安としています。

取締役の基本報酬は、世間水準、会社業績及び社員給与とのバランスを考慮して株主総会で決議した報酬総額の限度内において取締役会で決定しております。

業績連動報酬である役員賞与は、企業の成長性・収益性を高めるためのインセンティブとして適切なものとするため、会社の業績に応じて取締役（社外取締役を除く。）に支給することとしております。当該業績に係る指標は、会社の収益状況を示す財務指標であることから連結経常利益を採用しており、その実績は「1. 企業集団の現況に関する事項 (3) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。役員賞与の算定にあたっては、当該指標の対前期比増減率を勘案し、総合的に判断しております。

譲渡制限付株式報酬は、株価上昇及び業績向上への貢献意欲や、株主重視の経営姿勢を一層高めることを目的に付与しており、譲渡制限付株式報酬規程に基づき取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てられる譲渡制限付株式の株式数を算定し、取締役会において決定しております。

監査役の報酬は、基本報酬のみとし、株主総会で決議した報酬総額の限度内において監査役の協議で決定しております。

なお、決定方針の決定方法は、指名・報酬等諮問委員会の審議を経て、取締役会において決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2022年6月24日開催の定時株主総会において年額220百万円以内（うち、社外取締役年額30百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与とは含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は3名）です。また、2022年6月24日開催の定時株主総会において、上記の取締役の金銭報酬の額とは別枠として取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内、付与する株式の総数を年50,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。

監査役の金銭報酬の額は、2011年6月29日開催の定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長の星加俊之が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の支給基準に基づく賞与の配分額とし、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、適切な判断が可能であると考えているためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、役員報酬規程及び譲渡制限付株式報酬規程の制定や、指名・報酬等諮問委員会設置等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の基本報酬と譲渡制限付株式報酬の比率、個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	251 (23)	171 (23)	46 (-)	33 (-)	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	47 (27)	47 (27)	-	-	3 (2)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役の人員は8名(うち社外取締役3名)であります。上記の支給人員と相違しているのは2023年6月23日株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役1名)を含んでいるためであります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の業績連動報酬の額には、第101回定時株主総会において決議予定の、当事業年度に係る取締役賞与の支払に対する引当金繰入額(取締役5名に対し46百万円)が含まれております。
4. 2023年6月23日の取締役会において、2023年7月14日を処分期日とする譲渡制限付株式報酬としての自己株式(当社普通株式20,300株)の処分を決議しており、処分価格の総額は33百万円であります。
5. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。なお、対象取締役に対する報酬として支給する金銭報酬債権の総額は年額50百万円以内とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の間に発行又は処分される普通株式の総数は年50,000株以内であります。また、対象取締役とは、当社の取締役の地位を退任又は退職等する日までの間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、譲渡等の処分を行うことができない旨の契約を締結しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	当 社 と の 関 係
取 締 役	松 井 信 行	リンナイ株式会社 社外取締役	リンナイ株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。
		名古屋国際工科専門職大学 学長	名古屋国際工科専門職大学と当社との間には、特別の関係はありません。
取 締 役	岡 田 千 絵	鹿倉法律事務所 パートナー	鹿倉法律事務所と当社との間には、特別の関係はありません。
		AMGホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）	AMGホールディングス株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。
		国立大学法人愛知教育大学 監事	国立大学法人愛知教育大学と当社との間には、特別の関係はありません。
取 締 役	笠 野 雅 嗣	岡谷鋼機株式会社取締役 新技術推進担当、 情報・電機事業担当補佐	岡谷鋼機株式会社と当社とは、材料・商品の仕入、製品の販売等の取引があります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	松 井 信 行	12回開催された取締役会に11回出席し、大学の学長、教授として培われた高い見識に基づき、特に技術・開発面において専門的な立場から意見を述べるとともに、当社経営の全般につき、適宜助言・提言を行いました。また、指名・報酬等諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場から、役員候補者の選定及び役員報酬決定における監督に努めております。
取 締 役	岡 田 千 絵	12回開催された取締役会の全てに出席し、弁護士としての専門的知識やガバナンスの視点から、当社経営の全般につき、適宜助言・提言を行いました。また、指名・報酬等諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場から、役員候補者の選定及び役員報酬決定における監督に努めております。
取 締 役	笠 野 雅 嗣	就任後に10回開催された取締役会の全てに出席し、商社で培われた幅広い見識をもとに、当社経営の全般につき、適宜助言・提言を行いました。また、指名・報酬等諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場から、役員候補者の選定及び役員報酬決定における監督に努めております。
監 査 役	依 田 耕 治	各12回開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、財務及び会計に関する経験と見識に基づき、経営の透明性確保と経営監視、監視機能を高めるための助言・提言を行いました。さらに、常勤監査役として社内の重要会議への出席、主要な事業所への往査等を行い、適宜質問、意見等の発言を行いました。
監 査 役	中 村 修	各12回開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、上場企業の監査役としての経験と知見から、取締役の業務執行の適正性の確保及び経営の透明性確保と経営監視、並びに監査機能の充実のための助言・提言を行いました。

③ 責任限定契約の内容の概要

各社外役員は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める限度額となります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る報酬等の額	34百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、海外の子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 上記②には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である地方公営企業会計法適用に関するアドバイザーサービス業務に対する報酬が含まれています。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、必要な検証を行った結果、妥当と判断し会計監査人の報酬等の額について同意しました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		51,225
売 上 原 価		39,234
売 上 総 利 益		11,990
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,373
営 業 利 益		3,617
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	257	
そ の 他 の 収 益	452	710
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
そ の 他 の 費 用	58	63
経 常 利 益		4,265
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,265
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,484	
法 人 税 等 調 整 額	△393	1,090
当 期 純 利 益		3,174
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,174

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	35,393	流動負債	12,349
現金及び預金	8,888	支払手形	42
受取手形	3,616	買掛金	3,941
売掛金	10,186	電子記録債権	3,067
契約資産	127	短期借入金	824
製品	1,684	リース債権	135
仕掛品	10,183	未払金	368
原材料及び貯蔵品	279	未払費用	2,626
その他	429	未払法人税等	1,014
貸倒引当金	△1	役員賞与引当金	46
固定資産	21,250	預り金	15
有形固定資産	6,250	その他	265
建物	2,869	固定負債	5,365
構築物	210	長期借入金	34
機械及び装置	914	リース債権	184
車両運搬具	4	退職給付引当金	5,112
工具、器具及び備品	178	資産除去債	6
土地	974	その他	28
リース資産	235	負債合計	17,714
建設仮勘定	864	純資産の部	
無形固定資産	71	株主資本	35,087
リース資産	55	資本剰余金	3,218
電話加入権	15	資本剰余金	306
投資その他の資産	14,928	資本準備金	306
投資有価証券	7,421	利益剰余金	31,662
関係会社株式	3,740	利益準備金	585
長期前払費用	48	その他利益剰余金	31,077
前払年金費用	2,062	固定資産圧縮積立金	338
繰延税金資産	980	別途積立金	24,586
その他	680	繰越利益剰余金	6,152
貸倒引当金	△5	自己株式	△99
資産合計	56,644	評価・換算差額等	3,836
		その他有価証券評価差額金	3,836
		新株予約権	5
		純資産合計	38,929
		負債純資産合計	56,644

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		51,110
売 上 原 価		39,852
売 上 総 利 益		11,257
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,066
営 業 利 益		3,191
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	832	
そ の 他 の 収 益	464	1,296
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
そ の 他 の 費 用	49	55
経 常 利 益		4,433
税 引 前 当 期 純 利 益		4,433
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,423	
法 人 税 等 調 整 額	△402	1,020
当 期 純 利 益		3,412

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月30日

愛知時計電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 晴久
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 近藤 巨樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、愛知時計電機株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、愛知時計電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月30日

愛知時計電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 晴久
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 巨樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、愛知時計電機株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じ子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月30日

愛知時計電機株式会社 監査役会
常勤監査役 依田 耕 治 ㊞
常勤監査役 辻 憲 史 ㊞
監 査 役 中 村 修 ㊞

(注) 常勤監査役依田耕治、監査役中村修は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第101期の期末配当につきましては、株主各位への安定的な配当の継続を重視し、また当期の業績に応じた利益還元を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたしたいと存じます。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
普通配当として1株につき33円とさせていただきたいと存じます。
なお、その配当総額は506,777,172円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 2,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 取締役8名選任の件

本總會終結の時をもって、社外取締役3名を含む取締役全員(8名)は任期満了となりますので、あらためて社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	取締役会出席回数 (第101期)
1	再任	ほしかとし ゆき 星 加 俊 之	代表取締役会長	12回/12回 (100%)
2	再任	くに しま けん じ 國 島 賢 治	代表取締役社長 社長執行役員	12回/12回 (100%)
3	再任	よし だ ゆたか 吉 田 豊	取締役 常務執行役員 技術担当	12回/12回 (100%)
4	再任	やす い ひろ し 安 井 博 司	取締役 常務執行役員 営業本部長	12回/12回 (100%)
5	再任	もり かず ひさ 森 和 久	取締役 上席執行役員 R&D本部長	10回/10回 (100%)
6	再任 社外 独立役員	おか だ ち え 岡 田 千 絵	取締役 (重要な兼職の状況) 鹿倉法律事務所 パートナー AMGホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員) 国立大学法人愛知教育大学 監事	12回/12回 (100%)
7	再任 社外 独立役員	かさ の まさ つぐ 笠 野 雅 嗣	取締役 (重要な兼職の状況) 岡谷鋼機株式会社 取締役 新技術推進担当、情報・電機事業担当補佐	10回/10回 (100%)
8	新任 社外 独立役員	いた くら あさ こ 板 倉 麻 子	(重要な兼職の状況) オフィス板倉麻子(特定社会保険労務士・中小企業診断士事務所) 愛知県労働委員会 使用者委員 株式会社名古屋テレビ事業 顧問 株式会社あいちフィナンシャルグループ社外取締役(監査等委員)	-

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

新任 新任取締役候補者

独立役員 (株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号

1

ほし か
星加

とし ゆき
俊之 (1955年11月25日生)

再任



所有する当社株式の数

45,200株

取締役会への出席状況

12回／12回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

- 1978年 4月 当社入社
- 2006年 4月 当社名古屋支店長
- 2008年 6月 当社執行役員大阪支店長
- 2011年 4月 当社執行役員営業統括本部公共 S S 営業本部長
- 2014年 6月 当社上席執行役員生産統括本部副統括本部長兼ガス機器製造部長
- 2015年 4月 当社上席執行役員生産本部副本部長兼ガス機器製造部長
- 2015年 6月 当社取締役上席執行役員生産本部長兼ガス機器製造部長
- 2016年 6月 当社取締役常務執行役員生産担当・生産本部長
- 2017年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員
- 2022年 4月 当社代表取締役会長 (現任)

取締役候補者とした理由

星加俊之氏は、2017年6月から代表取締役社長 社長執行役員として当社グループの経営を担い、また、2022年4月から代表取締役会長として取締役会の議長を務め、コーポレートガバナンスの向上を推進してまいりました。豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。



所有する当社株式の数
18,700株

取締役会への出席状況
12回／12回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月 当社入社
 2007年 6月 当社広報秘書室長
 2008年 4月 当社秘書室長兼総務本部副本部長
 2009年 6月 当社管理統括本部総務人事本部長
 2010年 4月 当社営業統括本部名古屋支店長
 2012年 4月 当社営業統括本部東京支店副支店長
 2013年 6月 当社執行役員営業統括本部東京支店長
 2017年 6月 当社執行役員岡崎工場長兼生産本部ガス機器製造部長
 2019年 4月 当社上席執行役員岡崎工場長兼生産本部ガス機器製造部長
 2020年 4月 当社上席執行役員生産本部長
 2020年 6月 当社取締役上席執行役員生産本部長
 2021年 4月 当社取締役常務執行役員生産本部長
 2022年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

國島賢治氏は、2022年4月から代表取締役社長 社長執行役員として当社グループの経営を担い、「中期経営計画2023」に掲げる重点施策の推進により業績拡大を図り、事業を牽引してまいりました。豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。



所有する当社株式の数

15,300株

取締役会への出席状況

12回／12回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

- 1987年 1 月 当社入社
- 2009年 4 月 当社営業統括本部営業開発本部長
- 2012年 4 月 当社 R & D本部副本部長
- 2013年 6 月 当社執行役員 R & D本部副本部長
- 2013年10月 当社執行役員品質保証本部長
- 2014年 4 月 当社執行役員営業統括本部国際営業本部長
- 2015年 4 月 当社執行役員営業本部国際営業部長
- 2017年 6 月 当社取締役上席執行役員 R & D本部長
- 2022年 4 月 当社取締役上席執行役員技術担当
- 2023年 4 月 当社取締役常務執行役員技術担当 (現任)

取締役候補者とした理由

吉田豊氏は、特に開発部門、品質保証部門に関する豊富な経験を有しており、また、2017年6月からは取締役として当社の経営に携わってまいりました。これらの知見及び経験が当社グループの企業価値向上に適任であると考え、引き続き取締役として選任をお願いするものです。



所有する当社株式の数

12,300株

取締役会への出席状況

12回／12回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

- 1985年 4月 当社入社
- 2007年 6月 当社計測器営業本部企画調整室長兼計装営業本部副本部長
- 2008年 4月 当社営業本部営業開発部長
- 2010年 4月 当社営業統括本部営業開発本部副本部長兼民需計装営業部長
- 2014年 6月 当社執行役員営業統括本部産業システム営業本部長
- 2015年 4月 当社執行役員営業本部副本部長兼産業システム営業本部長兼業務推進室長
- 2017年 4月 当社執行役員営業本部副本部長兼ガス営業推進部長
- 2017年 6月 当社上席執行役員営業本部副本部長兼ガス営業推進部長
- 2019年 4月 当社上席執行役員営業本部長
- 2019年 6月 当社取締役上席執行役員営業本部長
- 2023年 4月 当社取締役常務執行役員営業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

安井博司氏は、営業部門の経験が長く、2019年4月からは本部長として営業部門を統括する役割を果たしてまいりました。また、同年6月からは取締役として当社の経営に携わっており、これらの知見及び経験が当社グループの企業価値向上に適任であると考え、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

5

もり
森

かず ひさ
和久 (1963年5月30日生)

再任



所有する当社株式の数

4,900株

取締役会への出席状況

10回／10回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1986年4月 当社入社
2009年4月 当社営業統括本部営業開発本部技術開発室長
2010年10月 当社R & D本部技術開発部長
2014年4月 当社R & D本部副本部長
2015年4月 当社R & D本部長
2015年6月 当社執行役員R & D本部長
2017年6月 当社執行役員営業本部国際営業部長
2020年4月 当社上席執行役員営業本部国際営業部長
2022年4月 当社上席執行役員R & D本部長
2023年6月 当社取締役上席執行役員R & D本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

森和久氏は、主に開発関連業務に携わり、また、当社がグローバルな事業展開を進める中で国際営業部長として海外市場発展に貢献してまいりました。これらの知見及び経験が当社グループの企業価値向上に適任であると考え、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

6

おか だ
岡 田

ち え
千 絵 (1970年10月3日生)

再 任

社 外

独立役員



所有する当社株式の数
-株

取締役会への出席状況
12回／12回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

- 1998年 4 月 弁護士登録 中根常彦法律事務所入所
- 2003年10月 鹿倉法律事務所パートナー（現任）
- 2006年10月 名古屋簡易裁判所・民事調停官（非常勤裁判官）
- 2015年10月 愛知労働局紛争調整委員会委員
- 2020年 9 月 国立大学法人愛知教育大学監事（現任）
- 2022年 6 月 当社取締役（現任）
- 2023年 6 月 AMGホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）
（現任）

重要な兼職の状況

- 鹿倉法律事務所 パートナー
- AMGホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）
- 国立大学法人愛知教育大学 監事

社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割

岡田千絵氏は、弁護士として活躍され、法務面を中心とするガバナンスに対する豊富な経験及び幅広い見識を当社の経営に反映していただくとともに、独立した立場からの経営の監視・監督機能の充実に期待できるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

7

かさの
笠野

まさつぐ
雅嗣

(1960年11月7日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社株式の数
-株

取締役会への出席状況
10回／10回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1984年 4月 岡谷鋼機株式会社入社
2008年 3月 同社名古屋本店豊田支店副支店長
2011年 3月 同社名古屋本店豊田本部部長、豊田支店副支店長
2015年 3月 同社企画本部部長、名古屋本店豊田本部部長
2016年 5月 同社名古屋本店豊田本部刈谷支店長
2018年 5月 同社取締役名古屋本店副本店長、豊田本部刈谷支店長
2021年 5月 同社取締役新技術推進担当
2022年 3月 同社取締役新技術推進担当、豊田本部刈谷支店長
2022年 5月 同社取締役新技術推進担当、情報・電機事業担当補佐（現任）
2023年 6月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

岡谷鋼機株式会社 取締役新技術推進担当、情報・電機事業担当補佐

社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割

笠野雅嗣氏は、金属、機械商社で培われた幅広い見識を当社の経営に反映していただくとともに、独立した立場からの経営の監視・監督機能の充実を期待できるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。



所有する当社株式の数
-株

略歴、当社における地位及び担当

- 1983年 4月 名古屋テレビ放送株式会社入社
- 2004年 2月 同社執行役員・局長 制度・E R P担当
- 2005年10月 同社執行役員・局長 コンプライアンス室長
- 2008年 6月 同社社長室付 株式会社名古屋テレビ事業専務取締役
- 2011年 6月 同社営業局営業局長代理 (局長)
- 2013年 3月 同社経営戦略室経営戦略室長代理 (局長)
- 2016年 6月 株式会社名古屋テレビ事業専務取締役
名古屋テレビ放送株式会社人事部兼務
- 2019年 7月 株式会社名古屋テレビ事業取締役
- 2021年 7月 株式会社名古屋テレビ事業顧問 (現任)
- 2022年 2月 オフィス板倉麻子 (特定社会保険労務士・中小企業診断士事務所) 開業 (現任)
- 2023年 6月 株式会社あいちフィナンシャルグループ社外取締役 (監査等委員) (現任)

重要な兼職の状況

- オフィス板倉麻子 (特定社会保険労務士・中小企業診断士事務所)
- 愛知県労働委員会 使用者委員
- 株式会社あいちフィナンシャルグループ 社外取締役 (監査等委員)
- 株式会社名古屋テレビ事業 顧問

社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割

板倉麻子氏は、長年にわたり経営の要職を歴任され、また、人事労務に対する豊富な経験及び幅広い見識を当社の経営に反映していただくとともに、独立した立場からの経営の監視・監督機能の充実を期待できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 当社は、笠野雅嗣氏が取締役である岡谷鋼機株式会社との間に材料、商品の仕入、製品の販売等の取引がありますが、当連結会計年度におけるその取引額の割合は当社及び同社の連結売上高の1%未満であります。そのほか、各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 岡田千絵、笠野雅嗣、板倉麻子の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 岡田千絵氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。また、笠野雅嗣氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
4. 当社は、岡田千絵、笠野雅嗣の両氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、両取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が再任された場合には、引き続き両氏を独立役員として両取引所に届け出る予定であります。また、板倉麻子氏が選任された場合には、板倉麻子氏を独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、岡田千絵、笠野雅嗣の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、板倉麻子氏が選任された場合には、板倉麻子氏との間で当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者（板倉麻子氏を除く。）は、当社の取締役又は執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、各氏の再任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、板倉麻子氏の選任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、本議案に基づく取締役の任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。
7. 岡田千絵氏の戸籍上の氏名は、鹿倉千絵であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

おり かさ
折 笠

よう いち
洋 一

(1964年8月31日生)

新任

社外

独立役員



所有する当社株式の数
-株

略歴、当社における地位

- 1987年4月 株式会社東海銀行入行
- 2008年11月 株式会社三菱UFJ銀行下赤塚支社長
- 2012年5月 同行名古屋支社長
- 2013年5月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ監査部長
- 2013年6月 同社執行役員監査部長
- 2015年6月 同社執行役員グループCAO兼監査部長
- 2016年6月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社執行役員ソリューション部長兼ソリューション部投資商品業務推進室長
- 2017年5月 同社執行役員ソリューション部長
- 2018年7月 同兼三菱UFJ証券ホールディングス株式会社執行役員グローバル業務戦略部特命部長
同兼株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員
- 2019年6月 同兼三菱UFJ証券ホールディングス株式会社執行役員
金融市場部特命部長
- 2020年4月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社執行役員
京都支店長兼京都事業法人部副担当
- 2024年4月 同社顧問（現任）

重要な兼職の状況

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 顧問

社外監査役候補者とした理由

折笠洋一氏は、金融機関における長年の経験、財務及び会計に関する知見を有していることから、幅広い知識と経験に基づく的確な助言と監査を期待できるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

わた なべ
渡 邊

まさ のり
昌 徳 (1963年6月21日生)

新任



所有する当社株式の数

2,600株

略歴、当社における地位

- 1986年4月 当社入社
- 2011年11月 当社生産統括本部技術本部検査部長
- 2012年4月 当社品質保証本部副本部長兼検査部長
- 2013年4月 当社品質保証本部副本部長兼品質環境部長
- 2019年4月 当社執行役員品質保証本部長
- 2024年4月 当社管理本部長付（現任）

監査役候補者とした理由

渡邊昌徳氏は、主に品質保証部門に関する業務に携わり、検査部、品質環境部などでの豊富な経験と知見を有していることから、客観的かつ適切な監査を期待できるものと判断し、監査役として選任をお願いするものです。

候補者番号

3

なか むら
中村

おさむ
修 (1955年1月1日生)

再任

社外

独立役員



略歴、当社における地位

1989年4月 東邦瓦斯株式会社入社
2005年10月 同社ソリューションエンジニアリング部長
2009年6月 同社執行役員供給管理部長
2011年6月 同社取締役常務執行役員
2015年6月 同社取締役専務執行役員
2016年6月 同社代表取締役副社長執行役員
2018年6月 同社常勤監査役
2020年6月 当社監査役（現任）

重要な兼職の状況

なし

所有する当社株式の数
-株

取締役会への出席状況
12回／12回
(100%)

監査役会への出席状況
12回／12回
(100%)

社外監査役候補者とした理由

中村修氏は、東邦瓦斯株式会社の取締役、監査役を歴任され、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見に基づく、経営全般の監視と有効な助言を期待し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 折笠洋一、中村修の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 中村修氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
4. 当社は、中村修氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、両取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合には、引き続き同氏を独立役員として両取引所に届け出る予定であります。また、折笠洋一氏が選任された場合には、折笠洋一氏を独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、中村修氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する責任限定契約を締結しており、再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、折笠洋一、渡邊昌徳の両氏が選任された場合には、両氏との間で当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。中村修氏は、当社の監査役として当該保険契約の被保険者に含まれており、再任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、折笠洋一、渡邊昌徳の両氏の選任が承認された場合、両氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、本議案に基づく監査役の任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

(ご参考) 第2号議案及び第3号議案をご承認いただいた場合の取締役会及び監査役会の構成

各取締役及び各監査役候補者の知識・経験・能力等を踏まえ、特に期待される項目に●印をつけています。

氏名	地位及び担当	経営	財務・会計	営業・ マーケティング	海外ビジネス	開発・品質	製造・調達	法務・ ガバナンス
星加 俊之	代表取締役会長	●	●					●
國島 賢治	代表取締役社長 社長執行役員	●	●					●
吉田 豊	取締役 常務執行役員 技術担当			●		●	●	
安井 博司	取締役 常務執行役員 営業本部長			●	●			
森 和久	取締役 上席執行役員 R&D本部長			●	●	●		
岡田 千絵	社外取締役	●	●					●
笠野 雅嗣	社外取締役	●		●		●		
板倉 麻子	社外取締役	●	●					●
折笠 洋一	監査役 (社外)	●	●					●
渡邊 昌徳	監査役					●	●	●
中村 修	監査役 (社外)	●	●					●

※上記一覧表は、各取締役及び各監査役候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合においても、監査業務の継続性を維持するため、補欠の社外監査役として齋藤勉氏を選任することをお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

さいとう
齋藤

つとむ
勉 (1951年9月12日生)

社外

独立役員



所有する当社株式の数
-株

略歴、当社における地位

- 1977年4月 弁護士登録
- 1983年4月 齋藤法律事務所(現 本町シティ法律事務所)開設
- 2005年6月 株式会社デンソー社外監査役
- 2010年4月 愛知県弁護士会会長
- 2012年6月 日本車輛製造株式会社社外監査役
- 2015年6月 同社社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

- 本町シティ法律事務所 弁護士
- 日本車輛製造株式会社 社外取締役

補欠の社外監査役候補者とした理由

齋藤勉氏は、弁護士の資格を有しており、また、他社監査役及び取締役を務められ、長年の弁護士としての経験及び培われた法律知識、並びに豊富な経験と見識を当社の監査に活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 齋藤勉氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 齋藤勉氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、齋藤勉氏が監査役に就任された場合、同氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、両取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、齋藤勉氏が監査役に就任された場合、当社定款の規定に基づき、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。齋藤勉氏が監査役に就任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 取締役賞与の支給の件

当期末時点の取締役（社外取締役を除く。）5名に対し、過去の支給実績及び当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額46,000,000円を支給することといたしたいと存じます。

なお、当社は、事業報告に記載のとおり、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっていることから、相当なものであると判断しており、各取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内図

日時

2024年6月21日（金曜日）午前10時

会場

名古屋市中区栄二丁目10番19号 名古屋商工会議所（3階 第5会議室）
電話（052）223-5620



交通のご案内

地下鉄東山線

地下鉄鶴舞線

伏見駅

5番出口



徒歩約5分

名古屋商工会議所

※駐車場はございませんので公共の交通機関をご利用ください。

UD
FONT

見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。